

鉄道・軌道業における階段、栈橋を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
4	15～16	駅下り軌道内の異物を検索後、下りホームから単独で駅務室に戻るため、改札口の階段を下りたときに右足が地面につき受傷した。	50～299	100～299
6	16～17	エレトラックの停車位置を修正するため、小移動をしていたところ急加速し、前方のパン点検台への階段にぶつかりそうになったため、反射的に右手を前方に出してしまい、右手首が階段と衝突し、右手首を受傷した。診断結果は開放骨折で、感染症が心配されることから入院となった。	55～99	50～99
6	2～3	泊り勤務中、仮眠時間中にトイレに行き、薄明かりの中仮眠室へ戻る途中、階段を下りていたところ、下から3段目で足を踏み外して転倒し、両膝と胸を打撲した。翌朝まで通常業務を行い帰宅したが、胸の痛みが続き、左肋骨骨折と診断された。	52	1～9
9	9～10	被災者は車掌業務を行っていた、駅で乗務交代を行い、休憩所へ向かうため係員用通路の階段を下りていたところ、他の乗務員とすれ違う際に左足を踏み外したため負傷した。	32	100～299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html